

厚生労働大臣が定める現物給与の価額

(単位：円)

都道府県	食事で支払われる報酬等						住宅で支払われる報酬等 1人1月当たりの 住宅の利益の額 (畳1畳につき)	その他の 報酬等
	1人1月 当たりの 食事の額	1人1日 当たりの 食事の額	1人1日当たりの各食事のみの額					
			朝食のみ	昼食のみ	夕食のみ			
1	北海道	23,100	770	190	270	310	1,110	時 価
2	青森県	22,200	740	190	260	290	1,040	時 価
3	岩手県	22,200	740	190	260	290	1,110	時 価
4	宮城県	22,200	740	190	260	290	1,520	時 価
5	秋田県	22,500	750	190	260	300	1,110	時 価
6	山形県	23,400	780	200	270	310	1,250	時 価
7	福島県	22,500	750	190	260	300	1,200	時 価
8	茨城県	22,200	740	190	260	290	1,340	時 価
9	栃木県	22,500	750	190	260	300	1,320	時 価
10	群馬県	21,900	730	180	260	290	1,280	時 価
11	埼玉県	22,500	750	190	260	300	1,810	時 価
12	千葉県	22,800	760	190	270	300	1,760	時 価
13	東京都	23,400	780	200	270	310	2,830	時 価
14	神奈川県	23,100	770	190	270	310	2,150	時 価
15	新潟県	22,800	760	190	270	300	1,360	時 価
16	富山県	23,100	770	190	270	310	1,290	時 価
17	石川県	23,400	780	200	270	310	1,340	時 価
18	福井県	23,700	790	200	280	310	1,220	時 価
19	山梨県	22,500	750	190	260	300	1,260	時 価
20	長野県	21,600	720	180	250	290	1,250	時 価
21	岐阜県	22,200	740	190	260	290	1,230	時 価
22	静岡県	22,200	740	190	260	290	1,460	時 価
23	愛知県	22,500	750	190	260	300	1,560	時 価
24	三重県	22,800	760	190	270	300	1,260	時 価
25	滋賀県	22,500	750	190	260	300	1,410	時 価
26	京都府	22,800	760	190	270	300	1,810	時 価
27	大阪府	22,500	750	190	260	300	1,780	時 価
28	兵庫県	22,800	760	190	270	300	1,580	時 価
29	奈良県	22,200	740	190	260	290	1,310	時 価
30	和歌山県	22,800	760	190	270	300	1,170	時 価
31	鳥取県	23,100	770	190	270	310	1,190	時 価
32	島根県	23,400	780	200	270	310	1,150	時 価
33	岡山県	22,800	760	190	270	300	1,360	時 価
34	広島県	23,100	770	190	270	310	1,410	時 価
35	山口県	23,400	780	200	270	310	1,140	時 価
36	徳島県	23,100	770	190	270	310	1,160	時 価
37	香川県	22,800	760	190	270	300	1,210	時 価
38	愛媛県	22,800	760	190	270	300	1,130	時 価
39	高知県	22,800	760	190	270	300	1,130	時 価
40	福岡県	22,200	740	190	260	290	1,430	時 価
41	佐賀県	21,900	730	180	260	290	1,170	時 価
42	長崎県	22,800	760	190	270	300	1,150	時 価
43	熊本県	22,800	760	190	270	300	1,150	時 価
44	大分県	22,500	750	190	260	300	1,170	時 価
45	宮崎県	21,900	730	180	260	290	1,080	時 価
46	鹿児島県	22,500	750	190	260	300	1,110	時 価
47	沖縄県	24,000	800	200	280	320	1,290	時 価

※ 改正箇所は赤字で表示しています。

- 住宅・食事以外の報酬等の価額について、労働協約に定めのある場合は、その価額を「時価」とします。
- 計算の結果、端数が生じた場合、1円未満を切り捨てます。
- 当健康保険組合においては、規約による別段の定めはありません。
- 洋間など畳を敷いていない居住用の室については、1.65平方メートルを1畳に換算し計算します。

(R6.4.1)